県 編集

三恵印刷株式会社 (定価

一箇年 三万八千八百八十円)

令 和

)

1

申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

年

号

五七

大分市大字旦野原七百番地

金曜日

北

野

正剛

2 国立大学法人 大分大学

十一月十三日

3

設置される特定施設の種類 特定事業場の所在地及び名称 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地 大分大学挾間キャンパス 学長

水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十一号の二

イ 洗浄施設

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請…………………………………

示

教育委員会告示

Ħ

次

#### 令和二年六月二十六日付け大分県報号外(一一八)に登載の大分県告示第三百八十六号 令和三年度大分県立学校実習助手採用選考試験実施要項………………………… (土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)中の訂正……………………一 九 六 九 五 能 工 工 種 事 事 完 着 成 手 予 予 定 定 年 年 月 月 力 日 日 類 **(5)** 2 令三・八・三一 令二・ 9 8 7 6 4 3 1 洗浄施設 〇· ○ 五 $\bigcirc \cdot \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc ]$ C 〇・〇九㎡ 〇 : 二 四 〇・〇七㎡ $\bigcirc \cdot \stackrel{\cdot}{=} \stackrel{\cdot}{=} \stackrel{\circ}{=} \stackrel{\circ}{m}$ · -〇・〇七㎡ $\frac{\bigcirc}{\vec{m}}$ m³ m³ m³ 基 二基 五基 九基 基 基 基 基 基

**令和二年十一月十三日** 

大分県知事

広

瀬

勝

貞

使

用

0)

季 ŋ

的

変

動

なし 八時間

単

位

通

常

0) 値

最 大

1

〇 · 四

〇・五九 0) 値 日

た

0) 節

使

用 間

時

間

使 使

用 当

時

間 定

隔 日

間欠

用

開

始

予

年

月

令三・九

申請の概要

に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和二年十一月十三日

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定により、

次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

大分県告示第六百四十号

〇 告

示

大分県報 (告示)

Ī	ί
禾	
÷	-
_	_
Ή	Ē
_i	L
_	
E	1
'n	١.
7	
Ξ	-
r	1
E	1

大分県報 (告示)

項の規定により、次のと	-九号)第二十五条の二第一	21百四十	森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、	三二五	一・六二五	mg / ℓ	有量	素含	値 窒	の
			大分県告示第六百四十二号	0	0	mg / ℓ	質量	遊物	<b></b> 浮	状 態
}				六	Ξ	mg / ℓ	要求量	子的酸素	化学	汚染
音彩本俊名訳及てナダ県	<b>呈受听に備え置いて縦覧に共する。)</b> 発明し、その関係書業をプタ県農本対産音業本化名語及とプタ県	パに備え置る	東部振興司並びこ夲築市设所に備え置いて縦覧に共する。  (一)とのとまり」は「全町し」その具存書業をプクリア	三五五	一一五五五	mg / ℓ		生物化学的酸素要求量	の生物	等
形様木長全果女がて予禁	関系書質とこう言葉木と音	1 1 2	「欠りこる)」は、貧各し、その具系書質とて分割で	六・一〜六・五	六・一〜六・五		ン濃度	素イオ	水	汚 水
	元法・期間及び樹種	に植栽の方	2 立木の伐採の限度並びに	最大の値	通常の値	位	目		項	
	とする。	いのとおり	□ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	三〇八・七	三三五	m³ / 日	1	(	3	-
7. 1 7. 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<b>一般以上のものとする。</b>	?標準伐期	村森林整	最大の値	通常の値	位	出水量	りの排	日 当 た	•
生する市灯寸こ系る市灯	して戈采をすることができる立木は、当亥立木の所生する市町村ご系る市町、択伐による。	ことが で	□ 主伐として戈采をする。	П A	排水口	名	П	水		排
			1 立木の伐採の方法   三 指定施業要件			値	水の量及び汚染状態の	水の量及び	5   排   出	
			土砂の崩壊の防備	へ放流する。	汚水は、全て公共下水道へ放流する。	が出される	設置される特定施設から排出される汚水は、	られる特点	設置	
			二 指定の目的				の方法	汚水等の処理の方法	4 汚水	
〇三番一	五二〇〇番一、字竹ノ本五二〇一番、五二〇二番、五二〇三番一	ラ本五二		五.	Ξ	mg / ℓ	有量	ん 含	ŋ	
八番二、五一八八番、五一	杵築市大田俣水字坊ケ迫五一八五番、五一八六番一、五一八六番二、五一八八番、仔宮本弓気柔木の戸在場戸	 一八五番		七	五.	mg / ℓ	有量	素含	値 第 窒	の >
瀬勝貞	大分県知事 広	1		八〇	六〇	mg / ℓ	質量	遊物	沙 浮	犬 污態 身
:			令和二年十一月十三日	100	100	mg / ℓ	的酸素要求量	生物化学的酸		<b>与</b> 急
		である。	おり保安林の指定をする予定である。	六~八	六~八		ン濃度	素イオ	水	<del>算</del> 汚っか
項の規定により、次のと	-九号)第二十五条の二第一	2二百四十 一百四十		最大の値	通常の値	単位	目		項	ĵ
<b>\</b>		}	大分県告示第六百四十一号	〇・〇六	〇 · 元	9				
	)由布市役所	全課及び	大分県生活環境部環境保	O·二七	0.1111	8				
			2 縦覧場所		○ · 三五	7				
	- 二月四日まで	2ら同年十		0.1111	〇· 一八	6				
	て新聞お戸		1 縦覧期間    1 縦覧期間	〇・二八	0.1111	m³ / 日 ⑤	量	一日当たりの	水等の	汚
	で、一定には、「一」	10月月 1		0.11	0	4				
	のL	# 1	参考となるべ	○・一七	〇· 一四	3				
一 三 五	〇 · 六二五	mg _{	りん含有量	0.1111	〇· 一八	2				

おり保安林の指定をする予定である。 令和二年十一月十三日 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

保安林予定森林の所在場所

大分県知事

広

瀬

勝

貞

宇佐市安心院町元字船ケ谷四八一番 (次の図に示す部分に限る。)

<u>-</u> 水源の涵養

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

部森林保全課及び大分県北部振興局並びに宇佐市役所に備え置いて縦覧に供する。) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産

## 大分県告示第六百四十三号

産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水

令和二年十一月十三日

大分県知事 広

瀬 勝

貞

中津市山国町吉野字古野二二三番一、二二七番、二三〇番、二三一番、二三四番

指定の目的

保安林予定森林の所在場所

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は択伐による。

字古野二二三番一・二三〇番(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、

一三一番、二三四番(次の図に示す部分に限る。

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産

## 大分県告示第六百四十四号

産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 次のとおり農林水

令和二年十一月十三日

広

瀬

勝

貞

保安林予定森林の所在場所

一、二九○九番、二九一○番□ 日田市大字鶴河内字平寒水二八二〇番一、二八二二番、二八二五番、字迫二八五五番

指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は択伐による。

字平寒水二八二〇番一・二八二二番・二八二五番・字迫二八五五番一・二九〇九

番・二九一○番二(以上六筆について、次の図に示す部分に限る。

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産

### 大分県告示第六百四十五号

産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 次のとおり農林水

令和二年十一月十三日

保安林予定森林の所在場所

大分県知事 広

瀬 勝

貞

字

日田市大字鶴河内字白岩三一二六番二、三一二七番(次の図に示す部分に限る。)、

東三一四四番二、字東ノ上三一七〇番、三一七一番、三一七五番、三一七六番

指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

三

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は択伐による。

て、次の図に示す部分に限る。 二・字東ノ上三一七○番・三一七一番・三一七五番・三一七六番(以上五筆につい 字白岩三一二六番二(次の図に示す部分に限る。)、三一二七番、字東三一四四番

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産

部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 大分県告示第六百四十六号

産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水

令和二年十一月十三日

保安林予定森林の所在場所

大分県知事

広

瀬

勝

貞

日田市大字鶴河内字尾迫三七五一番、三七五二番、三七五三番一、三七五七番、三七五

八番一、三七五九番

指定の目的

土砂の流出の防備

 $\equiv$ 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は択伐による。 字尾迫三七五一番・三七五二番・三七五三番一・三七五七番(以上四筆について、

次の図に示す部分に限る。)、三七五八番 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産

大分県告示第六百四十七号

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 次のとおり農林水

産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和二年十一月十三日

大分県知事

広 瀬

勝

貞

保安林予定森林の所在場所

豊後大野市千歳町柴山字柳平上二〇八四番、二〇八五番二

指定の目的

土砂の流出の防備

Ξ 指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

令和二年十一月十三日	上高江       大分市       土砂災害警戒       急傾斜       別図の       別図のとおり       (A)	②(C) 大字中 区域及び土砂 地の崩 とおり 別図のとおり (B) (B) (B) (B) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C	壊	が 一般 が が が に 備え が は、 大 分土	備考	***	区域として、次のとおり指定する。   第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒ける土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五	大分県告示第六百四十八号	次のとおりとする。
大分県契	大字市	大字細		_		判 大 大 田 字 分 中 市	判大大田字分	判大为田字市	判 判 田 年
報(告示)	区域及び土砂土砂災害警戒	区域 医球及び土砂				区域 災害特別警戒 アニック アニック アニック アン・ アン・ アン・ アン・ アン・ アン・ アン・ アン・ アン・ アン・		区域 災害特別警戒 災害警戒	区域災害特別警戒
	地魚の解	壊地がのは	急 壊地急	魚 壊地	急 壊地急	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地
	と 別 り の	とおり	図 おり	図   お	図 お図	と 別 り の	お図	と 別 お 図 り の	ک پا
	別図のとおり		別 別 別 図 図 図 の の の の と お お り	X]	別図のとおり	別図 の と お り	図のとお	別図のとおり	

(C) 河 内 (B)

神大大 大 字 分 市

浦 山 (A)

3高大判大大 丁江分田 字分 目西市·上市 (B) 河 内 (B)

神崎

神 大 大 片 字 分 市

un . T un		F 111	工 111	丁 川	🖰	교 III · 工 III	平川	平川	
区域 災害特別警戒 以害警戒	区域 災害特別警戒	区域及び上沙	災害 時別 警戒 区域 及び 土砂 災害 警戒	災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒		区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	区域 災害特別警戒 と対災害警戒	区域災害特別警戒
壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊力		裏地急の傾崩斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜		壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊
と 別 お 図 り の	ž	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の		と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	
別図のとおり		別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり		別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	
笹 越 川	(B) 萌 葱 台	(A) 萌 葱 台	(C) 組 永 の 興 1 5	. (	祖 永 の 興 1 5	火 振 (C)	火 振 (B)	火 振 (A)	
判 大 大 田 字 分 中 市	大 大 字 分 市 市	大 大 字 分 市	興 大 大 字 分 永 市		大分市	河 大 大 内 字 分 宮 市	河 大 大 内 字 分 宮 市	河 大 大 内 字 分 宮 市	4 丁 目 西
三 区域 災害特別警戒 で対して主砂 災害警戒	区域 災害特別警戒 災害警戒	区域 生砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒	区域及び上沙土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 アンサル アンサル アンサル アンサル アンサル アンサル アンサル アンサル	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	
土石流	壊 地 急 の 崩 斜	壊 地 急 の 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜		地領領	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	
と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	と 別 り の	と 別 お 図 り の		と別のの	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり		別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	

浦 山 (B)

判 大 大 田 字 分 上 市

浦 山 (C)

判 大 大 田 字 分 上 市

浦山

大判大大 分田字分 市·上市 浦 山 (D)

3 高大判大大 丁江分田字分 目西市・上市

大原川

大字 木 市

**区域** 生砂災害警戒

土石流

と 別 り の

別図のとおり

上浦川

土石流

別図の

別図のとおり

とおり

6

賀大大 関字方 佐市

区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 上浦川

8

賀大大 関字方 佐市

区域

災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒

土石流

別図の

別図のとおり

とおり

上浦川

土石流

と 別 り の

別図のとおり

7

賀 大 子 分 市

区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 上浦川

 $\stackrel{4}{\stackrel{\circ}{2}}$ 

賀 大 大 関 字 分 佐 市

災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒

土石流

別図の

別図のとおり

とおり

区域

5 上② 浦川

区域 災害特別警戒 区域及び土砂 産業

土石流

と 別 り の

別図のとおり

	藤助	大渕	立 野 (A)	産寝	吉原(B)	吉原(A)	西谷東	川轟川支	
	中大大字分市	原 大 大 内 字 分 河 市	原 大 大 内 字 市	原 大 分 河 市	栖 大 大 子 別 一 大 列 一	栖 大 分 一 大 分 一	平 大 大 字 分 大 市	佐 大 大 上 字 市	佐上
(1 (1)	区域 災害特別警戒 と対し と対し と対し と対し と対し と対し と対し と対し と対し とが という という という という という という という という という という	区域 災害特別警戒 災害特別警戒	区域 災害特別警戒 災害特別警戒 土砂災害警戒	上砂災害警戒   区域及び土砂   区域及び土砂	区域 災害特別警戒 災害特別警戒	区域 災害特別警戒 災害特別警戒	区域 災害特別警戒 災害警戒 受域及び土砂	区域と大学の	
	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	と 別 り の	と お り の	と 別 り の	と おり の	と 別 り の	と 別 り の	
	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	
Ī								'	

3 ② 浦 川

賀大大 関字方 佐市

**区域** 生砂災害警戒

土石流

とおりの

別図のとおり

 $\frac{2}{2}$ 

賀 大 大 関 字 分 佐 市

災害特別警戒区域及び土砂

区域

上浦川

土砂災害警戒

土石流

別図の

別図のとおり

とおり

上浦川

土石流

と 別 り の

別図のとおり

賀 大 大 分 佐 市

区域 災害特別警戒 区域及び土砂 整元

大分県報(告示)

	岡 原 ①		小 原 ③	森 ①	東上②	赤 井 (A)	諸本	小辛幸	萱場
	尾 大 大 字	尾ブ気を		横市・大大 尾大大字分 字分森市	木 大 大 字 分 葛 市	佐大大 上字分 木市	尾 大 大 字 分 市 市	生 大 大 木 字 分 志 市	登 大 大 字 分 瑞 市
域	び 災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒	区域医りの	区域及が上少土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 以害等別警戒 と対して と対して と対して と対して と対して と対して と対して と対して	区域 災害特別警戒 以害等別警戒	区域 災害特別警戒 災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	区域 災害特別警戒 災害警戒
	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 <sup>歩</sup> の	也 急 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	土石流	土石流	土石流	土石流
	と 別 お 図 り の	} ;	:別 :図 )の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の
	別図のとおり		別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
藤生	(C)	藤生	(B) 藤 生	(A) 藤 生	高島	高島	高島	岡原	鴨園
藤生⑦大分吉	(C) 賀大字	_	(B) 藤生⑦ 大分子		高島(C) 大分子 関関	(B)	(A)	岡原② 大分士	
藤生⑦ 大分市 土砂災害警戒	賀 大字 佐 区	大分市	大字佐 区域	賀大大 関字市	賀 大 大 関 字 市	質大大 関字市	(A)	尾 大 大 字	尾 大 大 字 市
大分市	賀大関ケ	大分市 土砂災害警戒 急	大字店 区土	質関 災害特別警戒 壊 地		(B)	質大大 関字分 佐市		
大分市   土砂災害警戒   急	質関 災害特別警戒 壊	大分市 土砂災害警戒 急傾斜 別図	大字佐 区域及び土砂 地大字佐 区域及び土砂 地	賀関 災害特別警戒 壊 区域 区域及び土砂 地の崩 を を の が と の は の り の り の り の り の り り り り り り り り り	大分市 土砂災害警戒 壊	(B) 大分市 土砂災害警戒 壊 でする (2域及び土砂 地 を (2) (3) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	(A)       大分市       土砂災害警戒       壊         大字佐       区域及び土砂       地         (A)       大分市       土砂災害警戒       壊	大分市 土砂災害警戒 壊 大字横 区域及び土砂 地	大分市 土砂災害警戒 壊 以害特別警戒 壊 返域及び土砂 地
大分市 土砂災害警戒 急傾斜 別図	て 関 災害特別警戒 壊 とおり	大分市 土砂災害警戒 急傾斜 別図		て	て で で で で で で で で で で で で で	(B) 大分市 土砂災害警戒 急傾斜 別図 大字佐 区域及び土砂 地の崩 とお	(A) 大分市 土砂災害警戒 急傾斜 別図 大字佐 区域及び土砂 地の崩 とお		大分市 土砂災害警戒 急傾斜 別図大分市 土砂災害警戒 急傾斜 別図

ı	/T / <del>ZII:</del>	(TZ) <del>zlli:</del>	/ T \ =\frac{1}{2}	/ T \	(TT/ 3H:	(C) ##:	(D) zit:	(D) 4tt:	(D)
	(L) 藤 生 ⑦	(K) 藤 生 ⑦	(J) 藤 生 ⑦	(I) 藤 生 ⑦	(H) 藤 生 ⑦	(G) 藤 生 ⑦	(F) 藤 生 ⑦	(E) 藤 生 ⑦	(D)
	大 大 字 分 佐 市	賀 大 大 関 字 佐 市	賀 大 大 関 字 佐 市	賀 大 大 関 字 市	賀 大 大 関 字 佐 市	賀 大 大 関 字 市	賀大大 大	賀 大 大 関 字 市	賀 大関 字
	区域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 災害警戒	区域 災害特別警戒 以害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂
	地 急 の 傾 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 の 崩
	と 別 り の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	とおり
令和二年十一月十三日	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	
Н	· · · · ·	(2) B	等 (A)	F	<b>司</b> 臣	白 月 兵	白 (N) 藤 兵 生	(M) R	1586
+			<u>Z</u> <u>S</u>	<u>z</u>	(I	3) (,	A) (7	) (7	
大分県報	内 大 大 字 分 広 市		具大力     分   字分     重		万 佐 万	大   質 大 元     分   関 字 元     市   佐 元	大質大大分関字分市佐市		質別 関
(告示)	災害特別警戒区域及び土砂	区域及び土砂、災害特別警戒	三から 音楽成 区域及び土砂 関連 一次	区域及び土砂災害特別警戒	と	上少災害警戒 区域の 登載 及び主動 アンス 大学	土 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	区域及び土部の登場で	にかな 手を成 区域 災害特別警戒
	壊 地 急 の 解 崩 糸	〔   の他	<ul><li>壊地急</li><li>の作列</li></ul>	<ul><li>壊地急</li><li>の作列</li></ul>	急 壊 地 急 順 の 他 別 前 新	急 壊地 結 類 の 作 対 崩 á	急 壊地急 頭 の 解 崩斜	[ ] の他	頁
	と お り の	[]   おり	リ と 別 お 図 お 図 り 0	【] お [3	リ と 別 お B の り の	図  お[	別 と別 図 お図 り の	[ ] お 🛭	
	別 図 の と お り		<b>(</b>				別図 図のののと おおおおおおり り		<
<del>J</del> 1.									

大
分
김

令和二年十一月十三日		大分県報	(告示)				İ
		幡	区域 災害特別警戒	壊			
10 0 E	⑦ 米 良 上	島大大 字分 片	び 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	壊地急 の傾 崩斜	と 別 お 図 り の	別図のとおり	
別図のとおり	徳尾	川 大大 字分 岡市	災害特別警戒 区域及び主砂 形型・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	壊地急の傾崩斜	と 別 お 図 り の	別図のとおり	
別図のとおり	平原	大 大 字 分 上 市	之 主 砂 災 害 警 戒	地滑り	と別的の	別図のとおり	
		判 田 字 上	区域		とおり		
別図のとおり	大黒	賀 大 大 関 字 市	区域と大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	地 滑 り	と 別 お 図 り の	別図のとおり	
別のとおり	宝蔵寺	佐 大 大 上 字 市	区域と大砂災害警戒	地滑り	と 別 り の	別図のとおり	
	中河内	生大大 大字分 市	区域と大学の大学の大学を対象を	地 滑 り	と 別 お 図 り の	別図のとおり	
別図のとおり	本谷	木大大 字分 白市	区域と大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	地滑り	と 別 お 図 り の	別図のとおり	
図のとおり	室生	木 大 大 字分 白市	区域 土砂災害警戒	地滑り	と 別 お 図 り の	別図のとおり	
別図のとおり	塩矢倉	尺 大 大 屋 字 分 一 市	区域と大学が大学を対して	地滑り	と 別 り の	別図のとおり	
						-	

東南下郡

大字 字 下

災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒

壊 地 急 の 傾 崩 斜

とおりの

別図のとおり

郡

区域

横原

原字分歳大大 分市・大子市 池大千市

区域

災害特別警戒 と と 域及び 土砂 災害警戒

壊 地 急 の 崩 斜

と お り の

別図のとおり

上白木

大字八

区域及び土砂

地の崩

とおりの

別図のとおり

(5)

森 ②

大字杂

区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒

壊 地 急 の 傾 崩 斜

とおりの

別図のとおり

森(3)

大字森

災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒

壊 地 急 の 傾 崩 斜

とおりの

別図のとおり

区域

西 南 ① 生 (B) 石

大字駄

災害特別警戒 土砂災害警戒

壊地急 の傾 崩斜

とおりの

別図のとおり

区域

西(1) 生(A) 石

原 大大 大分 駄 市

区域 災害特別警戒 区域及び土砂

壊 地 急 の 傾 崩 斜

とおりの

別図のとおり

下詰①

大字下

区域

災害特別警戒 と域及び土砂 主砂災害警戒

壊 地 急 解 斜

とおりの

別図のとおり

原

区域

		藤生		藤生③		黑 砂 ①		(C) 藤 生 ①		(B) 藤 生 ①		(A) 藤 生 ①		B	丘 に 1 じが	旭町
•		賀大大 関字分 佐市		置 大 大 子 方 市		買大 大 子 子 店 市		大学 大学市		大学方		大学大学	芳力	大 大 子 子 市		興 大 大 字 分 永 市
	区域作为	災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒	区域等	災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒	区域华为警	災害寺川警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒	区域等另警刑	災害寺川警戍 区域及び土砂 土砂災害警戒	区域等另警刑	泛 手 引 き 引 き 引 き 引 さ 式 さ で 土 砂 と 害 警 戒	区域等別	と 三域及び 土砂災 害警戒		区域災害特別警戒	区域及び土砂と	区域 災害特別警戒 災害警戒
		壊 地 急 の 傾 崩 斜		裏地急 の傾崩斜		喪地急 の 解		悪地領解		痩地 急 が 解 が		痩地 領 崩斜			地の解解	壊 地 急 の 傾 崩 斜
		と 別 お 図 り の		と 別 り の		と 別 り の		と 別 お 図 り の		と 別 の		と 別 り の			と 別 り の	と 別 お 図 り の
令和二年十一月十三日		別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり			別図のとおり	別図のとおり
	大原②		青石?		青石	i	化 木 上		黑砂	((	C) 藤 生(	(:	B) 藤 生		(A) 藤 生(	藤生⑤
大分県	大分市	佐大上字木	(B)	佐 大 上 字 オ	(A)		上大分市	賀ラ	② 大 大 方 市	賀之	大学市	賀 2	大学市	賀盟	大字佐	(5) 賀 大 大 関 左 市
報	土	D 33 D	7 <del>1</del>			ज ११ ज	7 I.									
(告示)	砂災害警戒	区域及7011部	<b>砂災害警戒</b>	区域 災害特別警戒	砂災害警戒	区域 医斯别警戒	<b>砂災害警戒</b>	区域 災害特別警戒	<b>或及び上沙砂災害警戒</b>	区域 災害特別警戒	<b>或及び上沙砂災害警戒</b>	区域災害特別警戒	<b>或及び上沙砂災害警戒</b>	域 害特別警戒	区域及び土砂土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 以害警戒 災害警戒
	急傾斜	壊 地 の 前	也 急 傾 斜	壊 地 の 崩	急傾斜	壊 b () ()	也 急 傾 斜	壊 b	也急の傾斜	壊り	也急の傾斜	壊力	也急の傾斜	壊	地 の 崩 斜	壊 地 急 の 崩 斜
	別図の	き	: 別 ii 図	き	: 別 i 図	} 1	:別 :図 )の	} ; !	別図の	i i	と別図の	, i	別図の		と 別 図 の	と 別 お 図 り の
	別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり	別図のとおり

大分県
「報(告示)

福原谷			志手川	川天神	井 ノ 上		塩ノ本	⑤ <u>日</u> (B) 野	赤 井 ②	
大字市	丁日町の	市·字分原 新大三市· 春分芳大力		将 東 大 字 永	市大大字分	字 分 原 大 之 之 之 之 之 之 之 之 之 之 之 之 之 之 之 之 之 之	<del>,</del>	野 大 分 市	佐 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	佐大上字木
区域及び土砂	2		   区域及び土砂    土砂災害警戒	土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 災害特別警戒	区域及び土砂 医域及び土砂		三 土砂災害警戒 災害特別警戒 び土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 災害特別警戒
土石流			土石流	土石流	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 タ の イ 崩 タ	急	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 斜	壊地の崩
と別の			と 別 お り の	と 別 り の	と 別 お 図 り の	と 5 お [ り c	図	と 別 お 図 り の	と 別 お り の	とおり
別図のとおり			別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	Į.	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	
	,,			(a) II		(2)				
	竹川	山 神 川		(B) 杵 ケ 原	高沢	(B) 山 際 谷			ر د د	守 ケ F
曽	山国津 町市	草 山 中本 国津町市	原大之字 字言	大尾大大 分件字分 市・荷市	原 大 大 字 分 高 市	蔵大大 字分 入市	原	字 分 蔵 大 元 野 市 ・ 字 元 津 大 大 入 ī	大 津大元 京字介 市 野市	大
区域 災害特別警戒	区域及び土砂土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 災害警戒 と域及び土砂	Į <del>j</del>	三 、 災害特別警戒 び域及び土砂 では及び土砂	区域 災害特別警戒 以害警戒	区域 災害特別警戒 災害警戒		区域 災害特別警戒 別警戒	上沙災害警戒 区域 発音 登成 と 1	上沙災害警戒 災害特別警戒
	土石流	土石流		土石流	土石流	土石流				七石
	と別 お図 り	と 別 お 図 り の		と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の		と 5 お <b>[</b> り 0	別 と 別 図 お E の り の	別 図 の
	別図のとおり	別図のとおり		別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり		5 [		別図 の と お り
	する	で 電いて縦覧に供 大事務所に備え 大事務所に備え			1					1

上ノ原

中津市

柚ノ木

草山中槻山中本国津木国津町市・町市

金鉢(C)

規山中 木国津 町市

金 鉢 (B)

槻山中 木国津 町市

	土砂災害警戒	区域 及び土砂災害警戒	区域	<b>区域</b> 土砂災害警戒	区域作为警戒	災害寺別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒	区域特別警刑	延善寺川警戈   土砂災害警戒	区域常另警刑	送害寺川警戏 区域及び土砂 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 と域及び土砂 主砂災害警戒	区域 災害特別警戒 び北砂災害警戒
	土石流	土石流	土石流	土石流		土石流		土石流		土石流	土石流	土石流
	別図の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	と別 お図 りの		と 別 お 図 り の		と別の		と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の
令和二年十一月十三日	別図のとおり	別図 のと おり	別図のとおり	別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
П												
	平 カ ① イ の	白水	羽 山		城 台 (B)		② 前 田 (A)	(	① 前 田 (A)	<b>老</b> 村	<b>大</b> 司	辺 シ キ
大分県報	長国軍市	中山中 摩国津 町市	中山中摩国津町市	中 [] 摩 []		中日摩目	山 中 津 市	中日摩目	山 中 津 市	守山平実国河		非     本       市     町
和 (告示)	災害特別警戒区域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 以害等別 登戒	区域災害特別警戒	土砂災害警戒	区域災害特別警戒	土砂災害警戒	区域 災害特別警戒	土砂災害警戒	区域等	区域の区域のでは、	上沙災害警戒 区域 災害特別警戒 では では では では では では では では では では
	土 石 流		土石流		土石流		土石流		土石流			上 石
	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	<u>ئ</u> ئ	:別 :図 )の	3	と別 別 の	3	上別 別 の	と お り <i>0</i>	リ とり おり	削 と 図 お の り
	別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり	万 ② と オ		刊図 の た お り
<del>-</del>												

川市平下

宇山中 国津町市

川 市 2 平 上

宇山中曽国津町市

川 市 平 上

宇山中曽国津町市

川 市 (2) 平 下

宇山中 国津町市

金 鉢 (A)

槻山中 木国津 町市

別図のとおり	別図の	急傾斜	土砂災害警戒	中津市	市平上				区域		
	とおり	壊 地	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	金町耶店大渓		別図のとおり	と 別 お 図 り の	壊 地 急 の 傾 崩 斜	災害特別警戒 と域及び土砂 主砂災害警戒	宇山中曽国津町市	石 原 (B)
別図のとおり	別図の		土砂災害警戒		芝 (C)				区域		
	とおり	壊 地の崩	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	金町耶吉大馬字渓		別図のとおり	と 別 お 図 り の	壊 地 急 の 傾 崩 斜	災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒	宇山中 曽国津町市	石 原 (A)
別図のとおり	図	急	土砂災害警戒		芝 (B)				区域		
	とおり	壊 地	区域 災害特別警戒		3	別図のとおり	と 別 り の	壊 地 急 の 崩 崩	災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒	宇山中	竹 (B)
別図のとおり	別図の		土砂災害警戒	津市	市平下				垣		
	とおり	壊 地の崩	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	宇山曽町	2	別図のとおり	と 別 お 図 り の	壊 地 急 の 傾 崩 斜	( 災害特別警戒 災害特別警戒 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	宇山中 国津町市	<b>竹</b> (A)
別図のとおり	別図の	急	土砂災害警戒	市	市平下				区域		
	とおり	壊 地	区域 災害特別警戒 区域及び土砂		(B)	別図のとおり	と 別 お 図 り の	土石流	送害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒	槻 山 中 木 国 津 町 市	轟前
別図のとおり	別図の		土砂災害警戒	市	市平下				垣		
	と ;	壊地が	区域及び土砂	宇山門曽国河	(A) 3	別図のとおり	と 別 お 図 り の	土石流	(災害特別警戒 (災害特別警戒 (災害警戒)	宇山中 国津町市	釣 鐘 山
別図のとおり	引 図 の	急	土砂災害警戒	市	市平下		し お		国场	中山摩田	
	ž	壊力	災害特別警戒	ŀ	(	別図のとおり	別図の	土石流	土砂災害警戒	中津市	玉取
別図のとおり	と 別 お 図 り の	地急傾斜	区域及び土砂 土砂災害警戒	山中 津町市	B) 桑 原 2				区域。	屋野	
	} } !	壊ょ	区域災害特別警戒		( <i>F</i>	別図のとおり	と 別 り の	土石流	三世の   三世の	上山中 上国津 予町市	平 カ ② イ の
別図のとおり	: 別 3 図 ) の		区域及が上沙土砂災害警戒	1市	A) 桑 原 2				区域		

	⑥ 市 平 下	⑤ 市 平 下	⑥ 市 平 上	⑤ 市 平 上		④ 市 平 上	③ 市 平 上		② 市 (B) 平 上		② 市 (A) 平 上		1)
•	山津町市	宇 山 中 曽 国 津 町 市	宇 山 中 曽 国 津 町 市	宇山中曽国津町市		宇山中 申 国津 町市	宇 山 中 曽 国 津 町 市		宇山中 宇国津町市		宇山中曽国津町市		宇山曽町町
	区域及び土砂	区域 災害特別警戒 災害警戒	区域 災害特別警戒 災害警戒		国场	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 上砂災害警戒	区域 災害特別警戒 び主砂	垣垣	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 上砂災害警戒	区域	災害特別警戒 と域及び土砂 土砂災害警戒	区域	災害特別警戒区域及び土砂
•	地領解	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜		壊地急 の傾 崩斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜		壊地急 の傾 崩斜		壊 地 急 の 傾 崩 斜		壊地の崩
•	と 別 お り の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の		と 別 り の	と 別 お 図 り の		と 別 お 図 り の		と 別 お 図 り の		とおり
令和二年十一月十三日	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり		別図のとおり	別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり		
	の名称:	る 解 能 送 ず ず を		   大分県     大分県		⑦ <u>;</u>	市 ⑩ 平 上	市平下	8 ī	<b>市</b> 平下	<u></u>	<b>村</b> 下	
大分県報		所 在 地	令和二年十	告警戒区域及び- 十七号。以下「オ 十七号。以下「オ	,	宇山門	中宇山		宇山中曽国河	中聿	宇山門曽国河	中 津 市	宇曽
(告示)		区 指 分 定 の	月十三日	土砂災害特別& という。) 巨四十九号	***************************************	区域及び土砂	上砂災害警戒 災害特別警戒 ジェサ の で は の で は の で と か で 上砂 で	土砂災害警戒	区域及び土砂	土沙災害警戒	区域及び土砂区域及び土砂	上少災手警戍	
		と生害土のの人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の		第七条第二条の	}	壊地に	急 壊地		壊地がのが	急	壊 地 急 の 値	急	壊
	3	び月指 日日定 天 天 天 天 区		、次のと、次のと、次のと、		とりおり	引 図 お	別図の	とりおし	到 図	とおりの	川図	
	į	ボー 進に関する法律 で、	大分県知事 広 瀬	土砂災害特別警戒区域を、次のとおり解除する。法」という。)第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した土砂災区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五百四十九号	***************************************		別図のとおり	別図のとおり	5	別図のとおり	; [] ()	削図の上おり ()	
 五.		備考	勝貞	り指定した土砂災风十二年法律第五									

警害:	警害土域	警 害土域警	目 高崎四 大分市 客警 き土 域
特		<b>え特砂及戒</b>	は特砂及戒災 壊地急 の傾
告	県 日 月 告 大 子 示 分	告大三年	告大三年成
		とおり	お 図
			別図のとおり
-	縦覧に供する。) 務所に備え置いて	覧に供する。所に備え置いし、大分土木	覧に供する。所に備え置いし、大分土木「別図」は、
	V 4	V 1	V, /

## ○教育委員会告示

令和三年度大分県立学校実習助手採用選考試験を次の要項により実施する。

大分県教育委員会告示第十七号

令和二年十一月十三日

大 分 教 育 委 員 会

(J)

令和3年度大分県立学校実習助手採用選考試験実施要項

大分県教育委員会

するため、これを実施する 大分県立学校実習助手を志望する者について、令和3年度採用に当たっての選考資料と

求められる実習助手像

2

実践的指導力をもち、かつ、職務に対する使命感にあふれる者 実験又は実習に関する専門的な事項について、教諭の職務を助けることのできる知識と

ယ 選考対象、採用予定者数及び職務の内容

工業(土木)実 習助手	工業(電気)実 習助手	試験区分
1 \	1 λ	採用予定者数
工業(土木)に関する実験又は実習について、教諭の 職務を助ける。	工業(電気)に関する実験又は実習について、教諭の 職務を助ける。	職務の内容

18	
合計	農業実習助手
4 人	$2\lambda$
	農業に関する実験又は実習について、教諭の職務を助ける。

- を審査の上、障がいの種類や程度に応じた受験上の配慮を行う。 各試験区分において同一の試験を実施するが、障がい者については願書の記載事項
- 受験資格

れかの要件を満たす者に限る。 次の①から③までの全ての要件を満たすとともに、試験区分ごとに④から⑥までのいず

- ① 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の欠格条項に該当しない者
- 昭和45年4月2日以降に生まれた者
- 県内のどこにでも赴任できる者

ω

- 4 を有すると認められる者 (令和3年3月卒業見込みの者を含む。)又はそれと同等以上の前記学科に関する学力 工業(電気)実習助手を志望する者は、工業に関する学科の高等学校を卒業した者
- を有すると認められる者 (令和3年3月卒業見込みの者を含む。)又はそれと同等以上の前記学科に関する学力 工業(土木)実習助手を志望する者は、工業に関する学科の高等学校を卒業した者
- 3月卒業見込みの者を含む。) 又はそれと同等以上の前記学科に関する学力を有すると 農業実習助手を志望する者は、農業に関する学科の高等学校を卒業した者(令和3年
- $\Omega$ 出願等手続

認められる者

(1) 願書受付期間及び提出方法等

文沙男间	風無性
り党日を除く。)	令和2年11月13日(金):
	(金) から同月30日 (月) まで (日曜日、_
	用)まで
	(日曜日、
	土曜日及

提出方法は、次の①又は②とする。

場合	②郵送による	①持参による 場合
と。	・簡易書留とし、封筒の表に「実習助手願書在中」と朱書きするこ	・5(2)の書類の提出先に持参すること。 ・受付時間は、8:30~17:15とする。

· 令和 2 年11月30日	֡֡֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜
(月)	
令和2年11月30日(月)の消印のあるものまで有効とする。	

#### 2 書類の提出先

郵便番号 大分県教育庁 教育人事課 採用試験・免許班 大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階 870 - 8503電話 (097) 506-5518

#### 3 提出書類

	$\odot$	2	1	
(「受験票送付用」及び 「第1次選考結果通知用」)	返信用封筒 2枚	受 験 票	願書	提出物
名は「〇〇様」とすること。)。 ・封筒の規格は、23.5cm×12cm(長形3号)、糊 付き封筒とする(両面テープ貼付可)。	・84円切手を貼り、住所、氏名を明記すること(宛	・必要事項を記入すること。	・必要事項を記入し、写真を貼付すること。	注意事項等

# (注意) 必要書類及び記載事項が不備の場合は、受け付けないことがある。

- 願書と受験票は切り離さないこと。
- oita.jp/site/kyoiku/) からも入手できる。 願書及び受験票は、大分県教育委員会のホームページ(http://www.pref.
- 受験料は不要である。
- 4 障がい等があり、試験場において配慮を必要とする受験者は、願書の「受

験上の配慮」欄にその旨を記入すること。

#### (4) 試験区分等

手のいずれか一つとすること。併願はできない。また、出願後の試験区分の変更は認め 出願する試験区分は、工業(電気)実習助手、工業(土木)実習助手又は農業実習助

#### 5 受験票の交付

かない場合は、5(2)の書類の提出先まで連絡すること。 令和2年12月7日(月)頃本人宛て発送する。同月11日(金)を過ぎても受験票が届

### 第1次試験

6

(1) 期日

### 令和2年12月19日(土)

#### 2 試験場

大分県教育センター (注意) 試験場内及び試験場周辺は、禁煙である。 講堂(大分市旦野原847番地の2)

### 3 日程及び試験内容

-				
$10:50{\sim}11:50$	9:20~10:20	9:00~9:20	9:00	時間
専門試験	教養試験	出欠確認、諸注意	入室完了	試験等
・試験区分についての専門的な知識及び技能	・基本的な一般教養		・試験室には、8:30から入室可	内 容 等

(注意)教養試験及び専門試験に遅刻した場合は、試験開始後30分以内の遅刻に限り、 **受験を認める** 

#### (4) 携行品

<ul><li>③ 時 計 ・計時機能だけのものに限る。</li></ul>
② 筆記用具 ・黒鉛筆又はシャープペンシル(HB程度)、
① 受験票
携行品

### (5) 選考結果

倍)とする。 第1次試験の合格者数は、採用予定者数の3倍(採用予定者数が1人の場合は4

なお、合格ラインの範囲内であっても成績が著しく低い場合には合格者としない。

\*

\* 該当する場合 合格ライン:採用予定者数の3倍(採用予定者数が1人の場合は4倍) 成績が著しく低い場合:第1次試験の得点率が40%(150点満点中60点)以下に

(0) 1階の県政掲示板(県民室横)に第1次試験の合格者の受験番号を掲示するととも 第1次試験の結果は、令和2年12月28日(月) (予定) 午前9時、大分県庁舎本館

に、別途受験者全員宛て文書で通知する また、第1次試験の合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ

(http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/) にも掲載する。

- ③ 第1次試験の教養試験及び専門試験の「正解・配点」を大分県教育委員会のホームページ(http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/) に掲載する。
- 7 第2次試具

第1次試験の合格者について、以下のとおり第2次試験を実施する。 なお、日程等の詳細は、第1次試験結果通知の際に通知する。

(1) 期日

令和3年1月29日(金)

(2) 試験場

大分県教育センター(詳細は、第1次試験結果通知の際に通知する。) (注意)試験場内及び試験場周辺は、禁煙である。

(3) 試験内容

面接Ⅱ	面接I	試験
人物評価に関する個人面接	職務に関する口頭試問	内 容 等

(4) 選考結果

第2次試験の結果は、令和3年2月8日(月)(予定)午前9時、大分県庁舎本館1階の県政掲示板(県民室横)に第2次試験の合格者の受験番号を掲示するとともに、別途受験者全員宛て文書で通知する。

また、第2次試験の合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ(http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/) にも掲載する。

なお、採用予定数内であっても、第2次試験の成績が著しく低い場合は、合格者とし いい

※ 成績が著しく低い場合:第2次試験の得点率が40%(250点満点中100点)以下に該当する場合

各試験の配点

 $\infty$ 

門	野		
浜	験		
50点	教養試験	第1次試験	
100点	専門試験	(150点)	
100点	面接I	第2次試験	
150点	面接Ⅱ	(250点)	

- (注意) 第2次試験の合格者は、第1次試験及び第2次試験の総合成績により決定す。
- 得点等の送付・開示
- 受験者全員に対して、第1次試験及び第2次試験の得点及び総合点を、各試験の結果の通知とともに送付する。
- 合格者の行う手続

10

第2次試験の合格者は、指定する日までに健康診断書(所定用紙)を提出すること。 細は、第2次試験合格者に対して通知する。

帯

- 11 採用
- (1) 選考試験の合格者は、令和3年4月1日付けで採用する
- (2) 選考試験の合格者であっても、大分県教育関係職員健康診断審査会の結果、「就労不可」と判断された場合は採用しない。
- (3) 願書等の記載事項に虚偽があった場合や、実習助手としてふさわしくない非違行為があった場合は、合格を取り消すことがある。
- 12 ペの街
- (1) 携帯電話等は、試験場内では電源を切り、かばん等に入れておくこと
- (2) 過去の試験問題等は、以下の場所で公開している。

大分県情報センター (大分県庁舎本館1階) 電話 (097) 506-2285 郵便番号 870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 問合せ 9:00~17:00 (日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

#### ○ 公 公

#### 告

次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。

	(鷲野尾池地区) 県営農村地域防災減災事業	事業名	
	平二六・ 六・一九	着手年月日	大分県知事 広
<b>\</b>	令二・一・二九	完了年月日	瀬勝貞

予定森林の属する市町村の事務所に掲示する。 ページ ては、その所在が不分明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林 小笠 (土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)中の訂正 一六 一六 令和二年六月二十六日付け大分県報号外(一一八)に登載の大分県告示第三百八十六号 ため、令和二年十月六日付け大分県告示第五百六十号により行った同法第三十条の規定に よる通知 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により通知した次の者につい 通知の要旨 所在の不分明な者の氏名及び掲示場所 令和二年十一月十三日 農林水産大臣から森林法第二十九条の規定による保安林の指定予定に係る通知があった 新市 所 段 上 上 在 左から四 左から七 0) 不 行 分 明 大島 随雲寺④ な 誤 者 大分県知事 0) 誤 氏 名 広 金吉 掛地 (金吉) 瀬 中津市役所 掲 正 示 勝 場 所 貞

令和二年十一月十三日

大分県報(公告・正誤)

九